

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成25年度 第11回委員会 平成25年8月7日（水） 於. 橿原市役所 北館別館 中会議室	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 安田 武功 事務局 総務部長、会計管理者、 財産契約課長、会計課技術検査室長、 財産契約課主幹、財産契約課課長補佐 技術検査室長補佐2名 他3名	
審議対象期間	平成24年10月1日～平成25年3月31日	
抽出案件	総件数 8件	（備考）期間内入札等件数 総件数 70件 事後審査型条件付き一般競争入札 57件 指名競争入札 10件 総合評価落札方式 0件 プロポーザル方式 3件 随意契約 0件 条件付き一般競争入札 0件 設計施工方式 0件
事後審査型条件付き 一般競争入札	5件	
指名競争入札	1件	
総合評価落札方式	0件	
プロポーザル方式	2件	
随意契約	0件	
条件付き 一般競争入札	0件	
設計施工方式	0件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<最低制限価格制度の改正について>	
最低制限価格の設定方法について、改正されましたが今回の抽出案件に該当する案件はありますか。	最低制限価格制度の改正は平成25年4月から導入しています。今回の審議案件は平成24年10月から平成25年3月末の期間での発注になりますので、該当する案件はありません。
今回抽出されている事案6「市道路舗装工事」を例にとって改正された最低制限価格制度の説明をお願いします。	最低制限基準金額が税抜きで4,824,000円です。今回の落札業者は、4,824,000円を超えています。入札傾向を見ますと6割以上の方が最低制限基準金額以下で入札をされています。この場合は、最低制限基準金額以下で落札者が決定いたしますので、もう一度くじをひいて最低制限価格の算出割合を算出し、落札者を決定します。
今回の改正で落札外低と落札者の価格の開きが是正されるということですね。新制度の運用の成果を期待しています。	はい。
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案2〔八木駅前北広場復旧工事〕について	
参加者が少ないということで、公平性の確保という観点からもできるだけ幅広く機会を与えるということで、地区割を検討されるべきではないかという印象があります。	
抽出事案4〔植山古墳整備事業に伴う土施肥設計委託業務〕について	
樫原市は、事前に最低制限基準金額を公表されているので2社同額の落札になったんですね。国レベルでは事前公表されていませんが、事前公表してはいけないという結論は導きだせません。この結果自体は不適正だといえないです。	
抽出事案5〔樫原市道路台帳補正業務委託〕について	
入札者が少ない場合、競争性が確保できていると言えるのかどうかです。また、もう一度入札者を広げるという意味で指名競争入札の検討は考えられていますか。	郵便入札の場合、業者は、開札結果が出た時点で応札者や応札者数がわかるという状況ですので、1社であっても開札は有効だと判断します。また、一般競争入札で参加を募る中であまりに少ない参加者であれば指名競争入札というのも視野にいれながら検討はしなければならないと思っています。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案7〔金橋小学校太陽光発電設備設置事業〕について 抽出事案8〔今井西地区環濠整備基本構想策定業務委託〕について	
公募型プロポーザル方式について、予算額は公表されているのですか。	はい。
金額の多寡ではなくとありますが、金額も参考にされますか。	はい。
評価される方はこういったメンバーですか。外部からはいらっしゃいますか。外部委員の場合は業者との関連があると困るので確認しておきたいです。	評価委員は、内部の関係所属部長・課長になります。外部委員はいません。
公募型プロポーザル方式による随意契約結果及び内容となっていますが、総合評価方式ですか。	総合評価方式とプロポーザル方式とは違うものです。業者を選定する手法としてはプロポーザル方式で、契約手法は随意契約です。説明書の入札方法が総合評価方式になっていますが、認識の誤りです。
公募型プロポーザルの説明で「金額の多寡ではなく最もすぐれた提案をなした者と契約をする」とあります。「金額の多寡でなく」は、金額はまったく無視するという表現ですね。「金額の多寡のみでなく」だと私は思います。	はい。
<建設工事種別の発注統計について>	
<工事成績について>	
平成23年度は「A」はゼロだったのに、平成24年度は「A」が2つで「D」も減っているんですね。全体的によくなっていると感じます。業者の成績が向上するためには、やはり行政側の組織体制の整備が大事だろうと思います。	
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	

委員からの意見・質問	市の回答
<総合評価方式について>	
<p>総合評価方式について、どのような評価をしているのか、今後どのような取り組みをしていくかについて基本的な事項についてご説明ください。</p>	<p>現在、「総合評価方式実施要綱」に基づいて運用しています。この要綱については昨年9月の議会中に一部改正をしました。</p> <p>いろいろな諸問題・事務の煩雑さを踏まえて整理し、さらに良いものにしたいと考えています。大きく分けて次の2点について整理したいと思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価の対象となる案件を絞り込める内容を整える。 ・土木及び建築に係る評価項目・評価基準の中の施行計画を現在の2段階評価から県と同様に3段階評価で運用していく。
<次回の開催について>	
<p>次回の当委員会は、平成26年1月の開催を予定しています。</p>	